本件事故当時、南相馬市原町区に本店を置き、警戒区域内に工事現場を抱えて建設業を営んでいた申立人が、逸失利益及び警戒区域内に残置した式材(ドリル、足場等)の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年(東)第 号事件(以下「本件」という。)において、申立人有限会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記(1)の損害項目(但し、損害項目 及び については、下記(2)の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1)損害項目

減収に伴う逸失利益

金1347万3134円

避難区域内に残置した式材

金110万0000円

弁護士費用

金43万7194円

(2)期 間 自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

## 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金1501万0328円の支払義務があることを認める。

第3 既払金(仮払補償金)

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金(仮払補償金)として、金250万000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 確認条項

申立人と被申立人は、第1項(1)記載の損害項目 に係る式材について、 第4項に基づく和解金の支払いにかかわらず、申立人が所有権を有すること を相互に確認する

## 第7 清算条項

申立人と被申立人は、第1項(1)記載の損害項目(遅延損害金を含む。 なお、損害項目 及び については同項(2)記載の期間に限る。)について は、本和解契約書に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないこ とを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人代理人及び被

申立人が署名(記名)押印の上、申立人及び被申立人が各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月13日

(仲介委員 土屋 信)